

練馬区告示第354号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の一部廃止をつぎのとおりしたので、練馬区建築基準法施行規則（平成5年8月練馬区規則第55号）第17条第1項の規定に基づく公告としての告示をする。

なお、関係図書は、建築・開発担当部建築審査課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月6日

練馬区長 吉田 健一

- 1 位置の指定の一部廃止に係る道路の種類  
法第42条第1項第5号の規定による位置の指定に係る道路
- 2 位置の指定の一部廃止の年月日  
令和8年6月30日
- 3 位置の指定の一部廃止の番号  
第10号
- 4 位置の指定の一部廃止に係る道路の位置  
練馬区練馬二丁目6276番13の一部
- 5 位置の指定の一部廃止に係る道路の幅員および延長等
  - (1) 幅員 4.00メートル
  - (2) 延長 1.28メートル
  - (3) 道路面積 5.16平方メートル